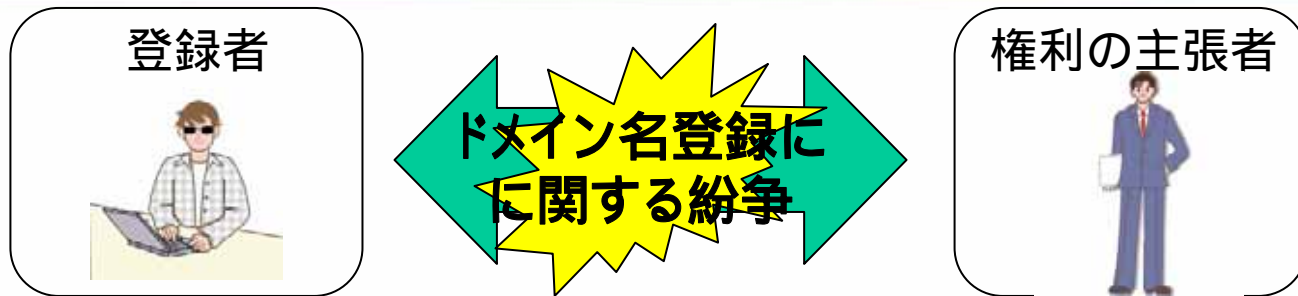


ドメイン名紛争処理方針について

(Domain Name Dispute Resolution Policy, DRP)

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
高山由香利

ドメイン名紛争の解決手段



- 当事者が状況によって解決手段を選ぶ
 - 当事者同士の話し合い
 - 裁判での争い
 - ドメイン名の使用差止、賠償請求
 - DRP(ドメイン名紛争処理方針)の利用
 - ドメイン名登録の「移転」または「取消」を求めることができる
 - UDRP(基本的にgTLDが対象)
 - JP-DRP (.JP が対象)

DRPとは

- 登録者と商標権等の権利者との間の紛争を処理するための規約(主として、サイバースクワッターを排除するために制定された)
- 先願主義を基本とするドメイン名登録の仕組み(*)において生じる悪質な登録を、事後的に排除する裁判外の手続き
 - 権利者からの申立により手続きが開始
 - 悪質性(不正の目的)が明らかな登録に限り、比較的簡易、迅速に排除する
 - 実現される結果は「移転」もしくは「取消」に限られる
- 登録者に「正当事由」がある場合、JP-DRPでは排除されない

(*)ドメイン名登録は、迅速な登録審査(登録者の便宜・管理業者の負担軽減)を重視し、先願制が原則となっている。

UDRPとJP-DRP 制定の経緯

- 1995年ごろ
 - インターネットの商用利用が本格化し、サイバースクワッシングといったドメイン名と商標との衝突が問題化
- 1999年10月
 - ICANNで統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)が策定される
 - 日本ではサイバースクワッシング事件は、裁判例こそ少なかったが、やはり存在し、対策が求められていた
 - また、「一組織一ドメイン名」、「ドメイン名の移転禁止」という原則の緩和・撤廃に向けて、効果的な紛争解決手段が求められていた
- 1999年12月
 - 「ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース(DRP-TF)」を結成し、JP-DRP策定開始
- 2000年7月/10月
 - UDRPを参考に作成したJP-DRPを2000年7月に公開、同年10月より実施
 - 日本の状況を考慮に入れ、ローカライズ
 - 手続言語、費用支払い、日本法に基づく条項解釈等
- 2007年6月

「不正の目的 (bad faith)」の例

- 当該ドメイン名を不当な価格で販売、貸与または移転することを主たる目的としている
- 申立人の商標をドメイン名として使用できないように妨害することを目的としている
- 競業者の事業を混乱させることを主たる目的としている
- 商業上の利得を得る目的で、商品やサービスの出所について誤認混同を生ぜしめることを意図している

登録者の「正当事由」の例

- 扱っている商品やサービスを表す一般名詞によって構成したドメイン名を利用している
- 個人の名前・通称をドメイン名に使っている
- 非商業的な利用で、他人の商標権などの価値を毀損する意図なく使っている

DRPの構造

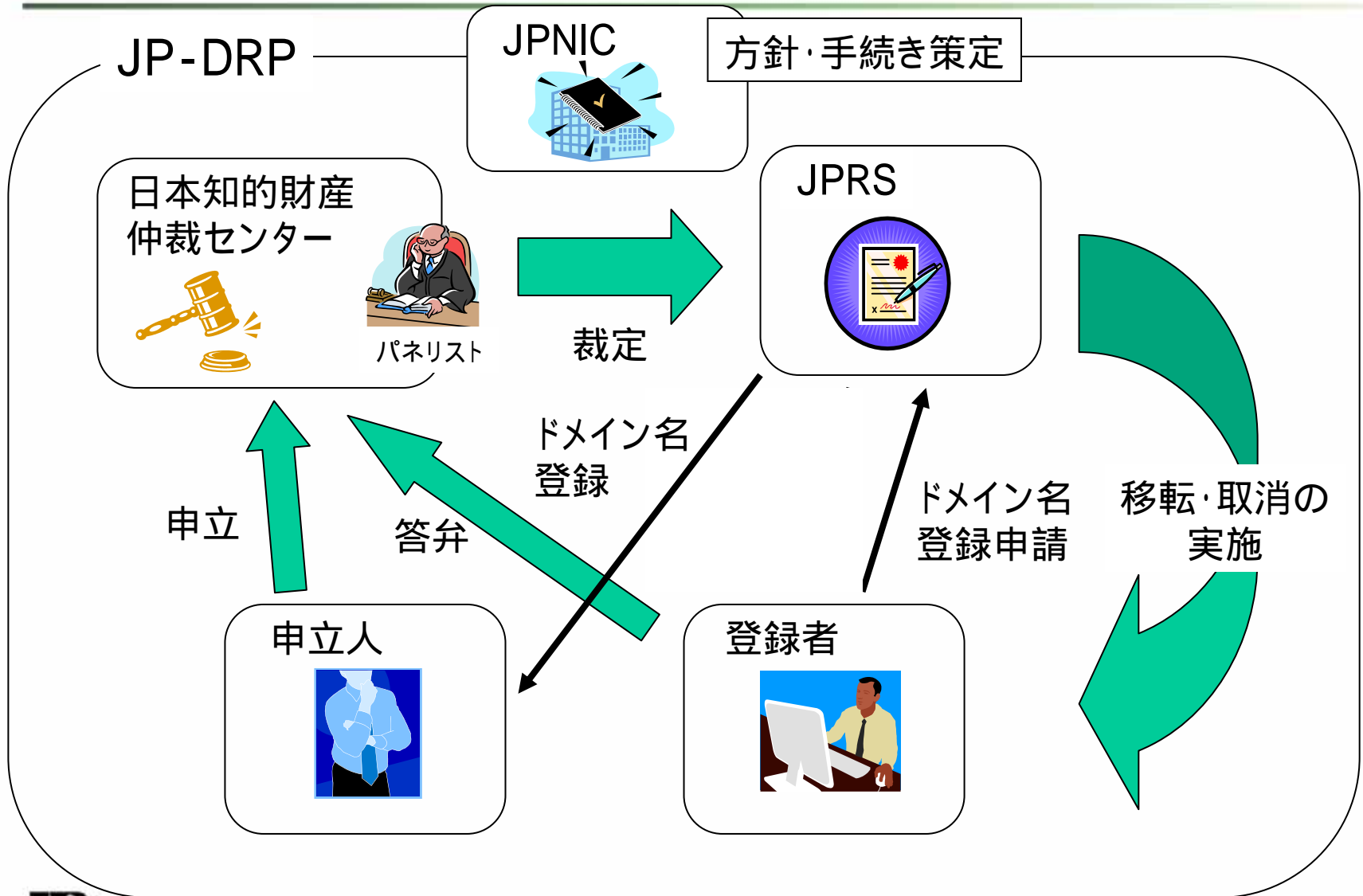
- **ドメイン名紛争処理方針**
 - ドメイン名登録者と商標権者などの第三者との間のドメイン名紛争処理に関する規約
 - ドメイン名登録をした登録者が従う登録規則から参照されることにより、登録規則と一体となる
 - 登録者は、第三者から申立があった場合には、紛争処理機関の行う紛争処理手続きに参加し、裁定結果に従うことをドメイン名登録の際に同意している
- **ドメイン名紛争処理方針のための手続規則**
 - 紛争処理手続きを行う際の規則を定めたもの
- **補則**
 - 手続規則を補完するために、紛争解決機関が採択した規則

上記規則に則り、認定を受けた紛争解決機関が紛争処理手続きを行う。DRPに基づく裁定は、紛争解決機関によって指名されたパネリストで構成されるパネルにより下される。

UDRPとJP-DRPとの違い

UDRP	JP-DRP
申立の根拠である「商標」	
「商標 (trademark or service mark)」とし、有名な人名等についてもこれに含めるものとして取り扱われている	日本の商標法における「商標」に限定しないよう、「商標その他表示」とする
申立の条件となる「悪意 / 不正の目的」の判断	
ドメイン名の登録時点「および」使用時点の両方において不正の目的があると認められることが必要	ドメイン名の登録時点「または」使用時点のいずれかに不正の目的があればよい
申立書・答弁書の送付方法	
申立書: 申立人が紛争処理機関と登録者に対して送付 答弁書: 登録者が紛争処理機関と申立人送付	申立書・答弁書ともに紛争処理機関に対してのみ送付すればよい

紛争処理の仕組み ~ JP-DRPの場合 ~



JP-DRPの紛争解決機関： 日本知的財産仲裁センターについて

- 日本弁理士会と日本弁護士連合会が、工業所有権の分野での紛争処理を目的として設立したADR(裁判外の紛争解決手段)機関
- 弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、知的財産権に関する相談、調停、仲裁、判定などの業務、及びドメイン名紛争裁定を行っている
- 2000年8月、JPNICと協定を締結しJPドメイン名に関する認定紛争処理機関となる